解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から2箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

愛媛県今治市中寺一二二番地二号

特定非営利活動法人　東日本支援今治

代表清算人　出口　侑親

解散公告

当社は、平成二十八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

長崎県五島市三尾野町一二八二番地一

有限会社ボンフランソア壱岐

清算人　堤　啓悟

解散公告

当社は、平成二十八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

長崎県五島市三尾野二丁目七番一四号

株式会社サンフランソア宇久

代表清算人　堤　縁

解散公告

当社は、平成二十七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

鹿児島市谷山中央五丁目六番一二号

有限会社福嶋電気工業

清算人　福嶋　敏郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

沖縄県浦添市勢理客一丁目二九番一号

有限会社仲村材木店

清算人　仲村　盛長

解散公告

当社は、平成二十八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

沖縄県那覇市前島二丁目一番一六号

株式会社沖協商事

代表清算人　我部チズ子

解散公告

当社は、平成二十八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

沖縄県那覇市牧志二丁目二一番九号

株式会社南照商事

代表清算人　仲原　英和

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

新潟県新潟市中央区本町通八番町一三一八番地

新潟県石油業厚生年金基金

清算人　小林　宏一

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十八年二月一日愛知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

愛知県知多市緑町一番地

知多市土地開発公社

清算人代表　渡辺　正敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十一月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

福岡市東区みどりが丘二丁目六番二号・みどりが丘コミニティホール内

みどりが丘団地管理組合法人

清算人　川口　裕

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年一月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（平成二十八年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

滋賀県大津市中央三丁目一番八号

滋賀経済産業厚生年金基金

代表清算人　小林　徹

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年十二月十八日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

熊本県球磨郡多良木町大字多良木一六四八番地

多良木町土地改良区

代表清算人　吉村　守

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十八年一月十四日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

埼玉県久喜市菖蒲町上大崎八二〇番地一

清算法人小林土地改良区

清算人代表　岡田　光市

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年一月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年二月十六日

東京都中央区新川一丁目五番一三号

東京印刷工業厚生年金基金

代表清算人　盛　庄吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十二月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十六日

大阪市住吉区千躰二丁目八番一〇号

宗教法人明正教瑞穂分教会

清算人　吉田　秀夫

配当公告

富山県高岡市西藤平蔵二〇三三番地

破産者　株式会社富乾

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十六年（フ）第八六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四〇〇、九二二、八〇八円

一、配当することのできる金額

金一七、一九八、四〇一円

平成二十八年二月十六日

富山県高岡市中川本町八番一号

破産管財人　鍛冶　富夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市北町二丁目四番、最後の住所埼玉県蕨市北町五丁目一二番五号特別養護老人ホーム蕨サンクチュアリ

被相続人　亡　村田　初

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十六日

事務所埼玉県さいたま市南区白幡四―二三―一一ＳＤＡビル二階　レンジャー五領田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大熊　崇